

業務用自動車賃貸借契約書（案）

沖縄県八重山農林水産振興センター所長 宇地原 健志（以下「甲」という）と、〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という）とは、自動車の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は賃貸借車両を公務遂行の用に供することを目的とする。

（契約対象車両）

第2条 乙は、甲に対し別表に掲げる車両を賃貸し、甲はこれを賃借する。

- 2 乙は、契約期間開始日に納車ができない事由が生じた場合は、甲に契約車両と同等の代車を提供しなければならない。

（契約期間等）

第3条 この契約期間は、令和8年6月3日から令和13年6月2日とする。

- 2 この契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）に規定する長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合、甲は当該契約の一部及び全部を解除できるものとする。
- 3 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、賃貸借料の総額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の規定に該当する場合は免除とする。

（権利義務の譲渡等）

第5条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（賃貸借料金）

第6条 賃貸借料金は、総額 円（月額 円）とする（うち取引にかかる消費税額及び地方消費税総額 円、月額 円とする）。

- 1 第1項の「取引にかかる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1

項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、算出したもので、賃貸借料の 110 分の 10 を乗じて得た額である。

(消費税率の改定に伴う留意事項)

第 7 条 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

(支払条件)

第 8 条 甲は、乙から適正な請求書を受領した日から起算して 30 日以内に当該請求金額を支払うものとする。

2 甲は、自己の責に帰すべき事由により料金の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(公租公課)

第 9 条 賃貸借車両に対する公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担するものとする。

(車両の引渡)

第 10 条 乙は道路運送車両法に基づく全ての手続き及び整備を完了し、すみやかに甲に引き渡すものとする。

(車両の瑕疵)

第 11 条 車両の引渡の時、車両に瑕疵がある時は、甲は乙に対して改善の要求を行うことができる。その場合、乙は誠意をもってその瑕疵の改善を行うものとする。

2 引渡後の車両のかくれたる瑕疵については、乙が責任をもって購入先との補償等について交渉するものとする。

(車両の使用、保管)

第 12 条 甲は、善良なる管理者の注意義務をもって使用し保管するものとする。

2 車両の使用及び保管方法等が適当でないと認められる時は、乙は甲に対して必要な指示をすることができる。

3 甲は、善良なる管理者の注意義務に従い運転に支障のないよう日常の点検を実施するものとする。

(車両の維持管理及び修理等)

第 13 条 乙は、車両の安全走行を確保するため、事項以下の点検及び修理を実施するものとする。

(1) 道路運送車両法に定める定期点検整備、車両整備等の法定の点検整備

(2) 法定点検に準じてなされる点検整備

(3) その他に通常の使用等に伴う車両の消耗品、油脂類等の交換

2 甲は、前項の定期点検整備を実施する場合は、事前に乙に連絡し搬入場所及び日時等について乙の指示に従うものとする。

3 車両の整備及び修理は、原則として乙の整備工場で実施するものとし、緊急その他やむを得ない事情により他で実施する場合は、事前に乙の承諾を得るものとする。

(代車の提供)

第 14 条 乙は、点検整備、修理等で 2 日以上の日数を要すると認められた時は、この間乙の選定する代車を甲に無償で貸与するものとする。

(車両の現状変更等)

第 15 条 甲は車両の現状を変更する時、事前に書面で乙の承諾を得なければならない。

(車両の保険)

第 16 条 乙は、この契約の期間中賃貸借車両について、甲を被保険者とする次に掲げる自動車保険契約を締結するものとする。

(1) 車両保険 1 年目： 万円 2 年目： 万円 3 年目： 万円
4 年目： 万円 5 年目： 万円 (但し、免責については保険会社の規定に従う)

(2) 対人賠償責任保険 無制限

(3) 対物賠償責任保険 無制限

(4) 人身傷害補償保険 1 名につき 3,000 万円

(5) 自賠責保険 期間中全額原価算入

(6) 年齢条件 なし

(第三者に対する損害賠償)

第 17 条 車両の使用、または保管等に起因して第三者に損害を及ぼした時は、甲が責任をもって解決するものとする。

2 甲は、事故発生の経過・処理状況その他明細等を乙に報告し、乙は報告を受けた後その処理及び解決に全面的に協力するものとする。

(車両の消滅等)

第 18 条 車両が消滅又は盗難に遭い回収の見込みがない時、または損傷して修理不能とな

った時、甲は、直ちに乙に報告し第 20 条に定める精算を行い、この契約は終了するものとする。

(期間満了及び再リース)

第 19 条 車両の期間満了までに甲から再リースの意思表示があった場合は、再リース契約により継続することができる。

- 2 再リース契約を締結しない場合は、甲は期間満了日までに乙の指定する場所に車両を返還し、第 20 条に定める精算をしなければならない。

(精算)

第 20 条 甲は第 18 条及び第 19 条により契約を終了する場合は、契約期間に応じて別に定める金額を精算するものとする。

(契約の解除)

第 21 条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なく契約の条項に違反したときは、その文書をもって通告し、当該契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合において、甲及び乙はこれによって生じた相手方の損害については、いずれもその責を負わない。

- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告をせず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等の（個人、法人又は団体をいう）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう）が、暴力団（暴力団体による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 7 第 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(その他)

第 22 条 この契約に定めのない事項及び契約の条項に疑義を生じた場合は、必要に応じて
甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 住 所 沖縄県石垣市真栄里 4 3 8 - 1
氏 名 沖縄県八重山農林水産振興センター
所長 宇地原 健志

乙 住 所
氏 名